

広島県告示第二百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十六年広島県告示第二百九十二号で認可した備後圏都市計画下水道事業府中公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

府中市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画下水道事業府中公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年三月二日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十六年広島県告示第二百九十二号の事業地に、中須町字渡り上新、字小森、字北條、字荒神川田、字青屋、字竹安、字向田、字クズマ、広谷町字角尾山、字観音山、字大迫谷、字大迫、字角尾、字角尾奥を追加する。